

島根県病虫害防除員設置要領

島根県農林水産部農畜産課

第1 趣 旨

この要領は、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第33条及び島根県行政機関等設置条例（昭和52年島根県条例第1号 以下「条例」という。）第6条第2項に基づく病虫害防除員（以下「防除員」という。）の配置手続き及び防除員の業務について定める。

第2 防除員の配置

水稻に関する病虫害防除員は、本県の主要産地に配置し、防除員数は農林水産部長が別途定めるものとする。

第3 防除員の委嘱

- 1 隠岐支庁農林局長及び各農林振興センター所長（以下「農林振興センター所長等」という。）は、管内の市町村、農業協同組合等と協議の上、次の各号を満たす者を防除員として農林水産部長に推薦する。
 - （1）誠実にして指導力のある者
 - （2）病虫害防除に関する認識が高い者
 - （3）防除員としての業務が遂行可能な者
- 2 第3の1の推薦は毎年度、別記様式第1号により行う。
- 3 知事は、第3の1で推薦のあった者を防除員として委嘱する（別記様式第2号）。
- 4 防除員の委嘱期間は、毎年度、6月25日から3月20日までとする。
- 5 農林水産部長は、第3の1で経由した農林振興センター所長等および病虫害防除所長（以下「防除所長」という。）に防除員が発令された旨を通知する。（別記様式第3号参照）
- 6 農林振興センター所長等は別記様式第2号を防除員に交付するとともに、発令された旨を市町村長及び農業協同組合長に通知する。

第4 防除所長の業務

防除所長は、防除員の業務が効率的に実施できるよう次のことを行う。

- 1 防除員の円滑な業務を推進するために隠岐支庁農林局及び各農林振興センター（以下「農林振興センター等」という。）並びに市町村、農業協同組合等関係機関と密接な連携を図る。
- 2 防除員の業務に必要な助言、指示、指導及び器具等の支給を行う。

第5 農林振興センター所長等の業務

農林振興センター所長等は、防除員の業務が効率的に実施できるよう、防除員の指導及び管内の病虫害発生状況等について随時情報交換等を行う。

第6 防除員の業務

防除員は、別紙1の病虫害発生状況調査要領に基づき、管内における病虫害の発生状況を調査し、調査結果を防除所長に報告する。なお、業務遂行にあたっては農林振興センター等の農業普及員及び農業協同組合並びに農業共済組合の技術員等と密接な連携を図る。

第7 防除員の業務報告

- 1 防除員は、第6の業務についての記録を随時行う。
- 2 防除員は、調査期間終了後すみやかに、第7の1の集計結果を別記様式第4号によりとりまとめ、3月20日までに防除所長を経由して農林水産部長に報告する。（別記様式第5号参照）
- 3 防除所長は、防除員からの業務報告について農林振興センター所長等に通知する。

第8 報酬

県は、第7の業務報告に基づき、毎年度予算の範囲内で報告回数に応じて防除員に報酬を支給する。

第9 その他

防除員の設置に関しては、この要領に定めるほか、必要と認めた事項は別に指示する。

附則 この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

- 一部改正、平成12年4月1日
- 一部改正、平成13年4月1日
- 一部改正、平成14年4月1日
- 一部改正、平成15年4月1日
- 一部改正、平成16年4月1日
- 一部改正、平成17年4月1日
- 一部改正、平成19年4月1日
- 一部改正、平成22年4月1日
- 一部改正、平成27年4月1日
- 一部改正、平成28年4月1日
- 一部改正、平成30年11月20日
- 一部改正、令和2年4月1日

(別紙1)

病虫害発生状況調査要領

1 作目別調査事項

(1)イネ

市町村を代表する品種を選び、下記に示す指定日に調査を行い、その都度ハガキまたはファクスまたは電子メールで報告する。

ア 葉いもち

調査ほ場25株について発病株率を求める。調査日は6月25日、7月10日、7月25日頃とする。

イ 穂いもち

葉いもち発病調査と同じほ場の25株について発病株率を求める。調査日は8月25日頃とする。

ウ 紋枯病

葉いもち発病調査と同じほ場の25株について発病株率を求める。調査日は7月10日と7月25日頃とする。

エ トビイロウンカ

(ア) 調査ほ場で、合計25株(3株毎)の粘着板を用いた払落し調査を行う。調査日は7月25日と8月25日頃とする。

(イ) 調査用具

- ① ビニール袋(11号 20×30cm)
- ② 粘着スプレー(金竜スプレー)
- ③ 厚紙(黒線入り)

(ウ) 調査方法

- ① 厚紙にビニール袋を被せる。
- ② ビニール袋(調査板)の片面へ均一に粘着スプレーする。
- ③ 片方の手で調査板を持ち、粘着面を稲の株元に傾け、もう一方の手で株元を反対側から3回たたく。(3株毎に合計25株)
- ④ 調査板に付着したトビイロウンカを成虫、幼虫別に数える。

オ 斑点米カメムシ類

(ア) 捕虫網を用いてすくい取り調査を行う。調査日は6月25日(周辺畦畔等)、7月25日頃(極早生品種穂揃い)、8月5日頃(コシヒカリ出穂期)、8月15日頃(コシヒカリ出穂10日後)とする。

(イ) 調査用具捕虫網(36cm径、90cm杖)

(ウ) 調査場所

- ① 6月25日の調査は出穂したイネ科雑草の繁茂した畦畔や法面、休耕地などで行う。
- ② 7月25日の調査は極早生品種(ハナエチゼン等)が出穂しているほ場を選び行う。
- ③ 8月5日の調査はコシヒカリが出穂しているほ場を選び、8月15日も同一ほ場で調査する。

(エ) 調査方法

- ① 原則として畦畔等から捕虫網を用いてすくい取り(10回振り)を行う。

② 捕虫網内のカメムシ類を種別に数える。

2 調査報告様式

別途、定めるものとする。

農 林 水 産 部 長 様
 (農畜産課)

農林振興センター所長等

○年度病虫害防除員の推薦について(報告)
 このことについて、島根県病虫害防除員設置要領第3の1の規定に基づき、下記の者を推薦します。

記

市町村名	作目名	ふりがな 氏名 (生年月日)	勤務先の住所・名称 (電話番号) (メールアドレス)	自宅住所 (電話番号)
		()	(電話 - -) (mail:)	〒 - (- -)
		()	(電話 - -) (mail:)	〒 - (- -)
		()	(電話 - -) (mail:)	〒 - (- -)

委 嘱 状

様

島根県病虫害防除員を委嘱します

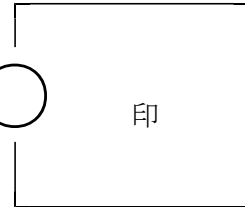
任期 ○年 6月25日から
○年 3月20日まで

○年 ○月 ○日

島根県知事



印



番 号

〇年〇月〇日

農林振興センター所長等 様

農 林 水 産 部 長
(農畜産課)

〇年度病虫害防除員の委嘱について (通知)

このことについて、島根県病虫害防除員設置要領第3の3の規定に基づき、別添のとおり発令されました。

つきましては、委嘱状を貴職から病虫害防除員に交付していただくとともに、病虫害防除員の業務が円滑に遂行できますよう御指導をお願いします。

記

市町村名	作目名	ふりがな 氏 名 (生年月日)	勤務先の住所・名称 (電話番号) (メールアドレス)	自宅住所 (電話番号)
		()	() ()	〒 - ()
		()	() ()	〒 - ()
		()	() ()	〒 - ()

※別記様式第2号を添付

農 林 水 産 部 長 様
(農畜産課)

病虫害防除員

住 所

氏 名

印

○年度病虫害防除員業務報告について
このことについて、島根県病虫害防除員設置要領第7の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 報告回数

作目名	病虫害発生状況調査		
	要報告回数(A)	報告回数(B)	(B) / (A)

2 業務日誌 別添のとおり

別記様式第5号

番 号

○年○月○日

農 林 水 産 部 長 様

(農畜産課)

病虫害防除所長

○年度病虫害防除員業務報告について（進達）

このことについて、病虫害防除員の業務実績を確認しましたので、島根県病虫害防除員設置要領第7の規定に基づき、別添のとおり提出します。

※別記様式第4号を添付